

有 料 ・ ~~無 料~~
職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 有 効 期 間 更 新 申 請 書~~

許可申請年月日を記載

更新の場合は「職業紹介事業許可申請書」を抹消し、「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」を残す。

① 令和4年2月25日

厚生労働大臣 殿

有料の許可申請は2, 3, 4を抹消し、1を残す。
無料の許可申請は1, 3, 4を抹消し、2を残す。
有料の更新は3を、無料の更新は4を残す。

まるぼつ かぶしがいしゃ

○× 株式会社

(ふりがな)

だいひょうとりしまりやく とうきょうたろう

氏 名

代表取締役 東京 太郎

法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名を記載

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

更新の場合は、許可番号及び()に許可有効期間の末日を記載

③許 可 番 号	()	
(ふりがな) ④氏名又は名称	まるぼつ かぶしがいしゃ ○× 株式会社	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 0 2 - 8 3 0 5	電話03 (3452) 14●●
	とうきょうとちよだくくだんみなみ 東京都千代田区九段南一丁目2番1号	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所
	とうきょう たろう 東京 太郎	とうきょうとねりまくなります 東京都練馬区成増●●●●スクエア702
(ふりがな) ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所
	ひがしの 東野 △△	とうきょうとせたがやくしもうま 東京都世田谷区下馬1丁目▲-▲
	なつめ 夏目 ■■	とうきょうとすぎなみくこうえんじ 東京都杉並区高円寺3丁目▲番▲号

④と⑤欄は、登記簿謄本の本店(個人事業主は住民票住所)を記載

⑥と⑦の氏名、住所は住民票どおりに記載

収入印紙

消印してはならない

⑥以外の役員が4名以上の場合は別紙(任意)に記載し、⑦欄には「別紙のとおり」と記載 *監査役(監事)も役員に含みます。

現在、実際に行っている事業のみを記載。(事業目的として定款等に定めていても、実施していないものは記載しない)

兼業 ⑧ の種類・内容	1. 労働者派遣事業 (派13-300●●●●)	2. システム開発事業	3.
	4.	5.	

労働者派遣事業の許可を受けている場合は、許可番号も記載。

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

郵便番号も記載。賃貸借契約書に記載されている所在地、ビル名、階数、部屋番号まで記載。

⑨事業		所在地
名称	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-45 海岸ビル301号	
○×株式会社 おしごと紹介センター		
⑩職業紹介責任者		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	
やまもと 山本 □□ (受講日: R3.9.30)	東京都台東区上野○丁目 1番10号	総務課総務係 齊藤 ▲▲ (03) 3512-1400
氏名(ふりがな)、住所は住民票に記載されているとおりに記載。なお、住民票住所以外にお住まいの場合は、合わせて居所を記載すること。		電話番号は事業所の電話番号を記載。個人の連絡先ではありません。
職業紹介事業を行う場所が複数ある場合は追加で記載。		
名称	〒539-0000 大阪府大阪市中央区南船場○-○-○▲■ビル201号	
○×株式会社 おしごと紹介センター大阪事業部		
⑩職業紹介責任者		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	
うえだ 上田 □□ (受講日: R3.2.13)	(住所) 東京都豊島区池袋○丁目 1番10号 ○ビル○号室 (居所) 大阪府大阪市天王寺区石 が辻1-○-1-207号	大阪おしごと紹介事業部 事業課長 田村 ★★ (090) 1155-▲▲▲▲ (事業用)

⑫取次機関

国外にわたる職業紹介を行う(行っている)場合で、取次機関を利用する場合のみ記載

イ 名称 (ふりがな)	
ロ 住所 (ふりがな)	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記載要領

1 職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
 - (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。
- 3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
 - 4 ②欄には、申請者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
 - 5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（ ）に許可の有効期間の末日を記載すること。
 - 6 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。
 - 7 ⑤欄には、事業主の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
 - 8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
 - 9 ⑨欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
 - 10 ⑩欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。
 - 11 ⑫欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。